

丹波篠山市において乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)を実施するために

1 実施事業所の決定

①認可・・・国・都道府県・市町村以外の民間事業者が、乳児等通園事業を行う場合は、市の「認可」が必要です。(児童福祉法第34条の15 第2項) →認可により「乳児等通園支援事業所」となり、乳児等通園支援事業をスタートできます。			教育委員会	※議会
審査基準	◎丹波篠山市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例【済】		11月定例	12月議会
	◎丹波篠山市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正【議案第28号】 <国基準の一部改正あり…11月14日公布、R8年4月1日施行>		1月定例	3月議会上程
申請手続き	◎丹波篠山市乳児等通園支援事業の認可等に関する規則【済】		12月定例	-

②確認・・・公立園も含め、給付費を給付する事業者として適格かどうか、市の「確認」が必要です。(子ども子育て支援法第54条の2第1項<R8.4.1施行>) →確認により「特定乳児等通園支援事業者」となり、保護者に支給すべき額の限度において乳児等支援給付費を受けることができます。(法定代理受領)				
審査基準	◎丹波篠山市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例【議案第29号】		1月定例	3月議会上程
	(条例が制定されるまでは国の特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準) <国基準の制定…11月13日公布、R8年4月1日施行、3/31まで経過措置あり>			
申請手続き	◎丹波篠山市乳児等通園支援事業の認可等に関する規則【済】		12月定例	-

③子ども子育て会議の意見聴取(児童福祉法第34条の15、確認…子ども子育て支援法第54条の2) ・・・認可をしようとするとき、及び乳児等通園支援事業所の利用定員を定めるときは子ども子育て会議の意見を聞かなければなりません。				
--	--	--	--	--

2 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)の利用

①認定・・・保護者が乳児等通園支援事業を利用する(=乳児等支援給付を受ける)には、市の認定を受ける必要があります。				
申請手続き	◎丹波篠山市乳児等支援給付認定等に関する規則【議案第31号】 保護者：市に対して認定申請します。(原則、総合支援システムからオンライン申請) 市：認定した時は、認定証の交付します。(合わせて総合支援システムのIDの発行)		1月定例	-

②利用・・・保護者は事業所へ直接、利用を申し込みます。				
利用手続き	保護者：初めて利用する事業所において必ず事前面談を受けた後、子ども1人当たり月3時間(※1)を上限に利用できます。(※2) 事業者：乳児等通園支援を提供します。 ※1 国の定める月10時間ではなく、月3時間以上10時間未満の経過措置時間を設定する場合は、利用可能時間を条例で定めなければなりません。			
	◎丹波篠山市乳児等通園支援の利用可能時間に関する経過措置を定める条例【議案第30号】 <前提となる子ども子育て支援法施行規則の改正…11月13日公布、R8年4月1日施行> ※2 利用にかかる事前面談の申込みや利用予約は原則すべて総合支援システムで行います。		1月定例	3月議会上程

③支払い・・・保護者は利用料及びその他実費費用を、市は乳児等支援給付費(法定代理受領)を事業者へ支払います。				
利用料	保護者：1時間当たり300円(※3)の利用料及びその他実費費用を事業者へ直接支払います。 ※3 公立園で実施する場合、実施及び利用料について保育所条例及び認定こども園条例に規定します。			
	◎丹波篠山市保育所条例、丹波篠山市立こども園条例の一部改正【議案第32号】 ◎丹波篠山市特定教育・保育に関する保育料を定める規則の一部改正 事業者：保護者に対して領収証を交付します。		1月定例 3月定例	3月議会上程 -
給付費	事業者：毎月利用実績を集計し、市に対して給付費を請求し、市から支払いを受けた時は、保護者に対して領収証を交付します。(総合支援システム) 市：事業者から請求書を受領した後、給付費を支払います。 0歳児 1,700円/時間、1・2歳児 1,400円/時間			

丹波篠山市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

1 改正の趣旨

令和7年11月14日に乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令（令和7年内閣府令第96号）が公布され、現行規定の文言等の整理及び離島その他の地域において特例保育（へき地保育）を行う事業者が一般型乳児等通園支援事業を行う場合には、設備及び職員配置の基準を適用しない特例を設ける改正が行われました。

このことにより、国の基準に準じて定めている丹波篠山市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和7年丹波篠山市条例第36号）について、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令の改正内容に沿って一部改正を行います。

2 改正の概要

- (1) 現行規定の文言等の整理（第9条・第10条・第13条・第16条・第18条・第20条・第26条・第27条）
- (2) 離島その他の地域において特例保育（へき地保育）を行う事業者が、一般型乳児等通園支援事業を行う場合には、設備及び職員配置の基準を適用しない特例の新設（第22条の2）

3 施行期日

令和8年4月1日

丹波篠山市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

令和7年12月22日
条例第36号

目次

- 第1章 総則（第1条—第19条）
- 第2章 乳児等通園支援事業
 - 第1節 通則（第20条）
 - 第2節 一般型乳児等通園支援事業（第21条—第24条）
 - 第3節 余裕活用型乳児等通園支援事業（第25条・第26条）
- 第3章 雑則（第27条・第28条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の16第1項の規定に基づき、乳児等通園支援事業（法第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業をいう。以下同じ。）の設備及び運営の基準（以下「最低基準」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（最低基準の目的）

第2条 最低基準は、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員（乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「乳児等通園支援事業所」という。）の管理者を含む。以下同じ。）が適切な遊び及び生活の場の提供並びにその保護者への面談及び当該保護者への援助（以下「乳児等通園支援」という。）を提供することにより、乳児等通園支援事業を利用している乳児又は幼児（以下「利用乳幼児」という。）が、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

（最低基準の向上）

第3条 市長は、丹波篠山市子育ていちばん条例（平成23年篠山市条例第22号）第11条に規定する丹波篠山市子ども・子育て会議の意見を聴き、その監督に属する乳児等通園支援事業を行う者（以下「乳児等通園支援事業者」という。）に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

2 市は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

（最低基準と乳児等通園支援事業者）

第4条 乳児等通園支援事業者は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運

営を向上させなければならない。

- 2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている乳児等通園支援事業者においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

(乳児等通園支援事業者の一般原則)

第5条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児の保護者及び地域社会に対し、その行う乳児等通園支援事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。
- 3 乳児等通園支援事業者は、自らその提供する乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。
- 4 乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。
- 5 乳児等通園支援事業所には、法に定める事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。
- 6 乳児等通園支援事業所の構造設備は、採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

(乳児等通園支援事業者と非常災害)

第6条 乳児等通園支援事業者は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練（次項の訓練を除く。）をするように努めなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、少なくとも毎月1回、避難及び消火に関する訓練を行わなければならない。

(安全計画の策定等)

第7条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、乳児等通園支援事業所ごとに、当該乳児等通園支援事業所の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた乳児等通園支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他乳児等通園支援事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 乳児等通園支援事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第8条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

(乳児等通園支援事業者の職員の一般的条件)

第9条 乳児等通園支援事業者の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。

(乳児等通園支援事業者の職員の知識及び技能の向上等)

第10条 乳児等通園支援事業者の職員は、常に自己研鑽^{さん}に励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準)

第11条 乳児等通園支援事業所は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、その行う乳児等通園支援に支障がない場合に限り、必要に応じて当該乳児等通園支援事業所の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。

(利用乳幼児を平等に取り扱う原則)

第12条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分又

は利用に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の防止)

第13条 乳児等通園支援事業者の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(衛生管理等)

第14条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、乳児等通園支援事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めなければならない。

3 乳児等通園支援事業者は、その乳児等通園支援事業所に、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

(食事)

第15条 乳児等通園支援事業者は、食事の提供を行う場合（施設外で調理し運搬する方法により行う場合を含む。）においては、当該施設において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

(乳児等通園支援事業所内部の規程)

第16条 乳児等通園支援事業者は、次に掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。

- (1) 乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針
- (2) その提供する乳児等通園支援の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに行わない日
- (5) 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 乳児、幼児の区分ごとの利用定員
- (7) 乳児等通園支援事業の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たつての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項

(11) その他乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項

(乳児等通園支援事業所に備える帳簿)

第17条 乳児等通園支援事業所には、職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。

(秘密保持等)

第18条 乳児等通園支援事業者の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第19条 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関する利用乳幼児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関し、市からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

第2章 乳児等通園支援事業

第1節 通則

(乳児等通園支援事業の区分)

第20条 乳児等通園支援事業は、一般型乳児等通園支援事業及び余裕活用型乳児等通園支援事業とする。

2 一般型乳児等通園支援事業とは、乳児等通園支援事業であって次項に定めるものに該当しないものをいう。

3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第2条第6項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。）又は家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。）を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数（以下この項において「利用児童数」という。）がその施設又は事業に係る利用定員の総数に満たない場合であって、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。

第2節 一般型乳児等通園支援事業

(設備の基準)

第21条 一般型乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「一般型乳児等通園

支援事業所」という。)の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 乳児又は満2歳に満たない幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、乳児室又はほふく室及び便所を設けること。
- (2) 乳児室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき1.65平方メートル以上であること。
- (3) ほふく室の面積は、乳児又は第1号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
- (4) 乳児室又はほふく室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。
- (5) 満2歳以上の幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、保育室又は遊戯室及び便所を設けること。
- (6) 保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児1人につき1.98平方メートル以上であること。
- (7) 保育室又は遊戯室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。
- (8) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室(以下「保育室等」という。)を2階に設ける建物は、次のア、イ及びカの要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は、次に掲げる要件に該当するものであること。
 - ア 建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であること。
 - イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
2階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段
3階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段

		2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段
4階以上の階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。） 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段

ウ イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。

エ 一般型乳児等通園支援事業所に調理設備（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下このエにおいて同じ。）を設ける場合には、当該調理設備以外の部分と一般型乳児等通園支援事業所の調理設備の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

(ア) スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。

- (イ) 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。
- オ 一般型乳児等通園支援事業所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。
- カ 保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。
- キ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。
- ク 一般型乳児等通園支援事業所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防災処理が施されていること。

(職員)

- 第22条 一般型乳児等通園支援事業所には、保育士（法第18条の27第1項に規定する認定地方公共団体の区域内にある一般型乳児等通園支援事業所にあつては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士。以下この条において同じ。）その他乳児等通園支援に従事する職員として市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「乳児等通園支援従事者」という。）を置かなければならない。
- 2 乳児等通園支援従事者の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳未満の幼児おおむね6人につき1人以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。ただし、一般型乳児等通園支援事業所1につき2人を下ることはできない。
 - 3 第1項に規定する乳児等通園支援従事者は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事するものでなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員を1人とすることができる。
 - (1) 当該一般型乳児等通園支援事業と保育所、幼稚園、認定こども園その他の施設又は事業（以下「保育所等」という。）とが一体的に運営されている場合であつて、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たつて当該保育所等の職員（保育その他の子育て支援に従事する職員に限る。）による支援を受けることができ、かつ、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員が保育士であるとき。
 - (2) 当該一般型乳児等通園支援事業を利用している乳幼児の人数が3人以下である場合であつて、保育所等を利用している乳幼児の保育が現に行われている乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室において当該一般型乳児等通

園支援事業が実施され、かつ、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の保育士による支援を受けることができるとき。

(乳児等通園支援の内容)

第23条 一般型乳児等通園支援事業における乳児等通園支援は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条に規定する内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業の特性に留意して、利用乳幼児及びその保護者の心身の状況等に応じて提供されなければならない。

(保護者との連絡)

第24条 一般型乳児等通園支援事業を行う者は、利用乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、乳児等通園支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

第3節 余裕活用型乳児等通園支援事業

(設備及び職員の基準)

第25条 余裕活用型乳児等通園支援事業を行う事業所の設備及び職員の基準は、次の各号に掲げる施設又は事業所の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 保育所 法令の規定により条例に委任された社会福祉施設等施設の基準等に関する条例（平成24年兵庫県条例第4号）（保育所に係るものに限る。）
- (2) 認定こども園 認定こども園の認可等に関する条例（平成18年兵庫県条例第63号）
- (3) 家庭的保育事業等を行う事業所 丹波篠山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年篠山市条例第22号）（居宅訪問型保育事業に係るものを除く。）

(準用)

第26条 第23条及び第24条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。この場合において、第23条中「一般型乳児等通園支援事業」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業」とし、第24条中「一般型乳児等通園支援事業を行う者」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業を行う者」とする。

第3章 雑則

(電磁的記録)

第27条 乳児等通園支援事業者及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識すること

ができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

(委任)

第28条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

丹波篠山市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例について

1 制定の趣旨

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」といいます。）が改正され、令和8年度から新たな給付として乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）が実施されます。乳児等通園支援事業所は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく認可基準を満たすことを前提としながら、法に基づく運営に関する基準を満たすことが求められます。この運営基準を満たしていることを市町村が確認した乳児等通園支援事業をする者を、特定乳児等通園支援事業者といい、市町村は、特定乳児等通園支援事業者が提供する乳児等通園支援を利用した保護者に対して、乳児等支援給付費を支給することになりますが、保護者の同意のもと、特定乳児等通園支援事業者が直接乳児等支援給付費の支給を受けることができますようになります。

この確認のための運営基準は、市町村が、国が定める基準に従い、又は参酌して定める基準により行うこととされていることから、国の示す基準をもって市の基準とする形で新たに条例を制定しようとするものです。

2 制定の概要

法第54条の3において準用する法第46条第2項及び第3項の規定により、令和7年11月13日に公布された特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準（令和7年内閣府令第95号）に基づき、運営に関する基準について必要な事項を規定します。国の示す基準をもって市の基準とします。

主な規定内容

- (1) 利用定員に関する基準（第3条・第21条）
- (2) 面談及び正当な理由のない提供拒否の禁止に関する事項（第4条・第5条）
- (3) 心身の状況等の把握及び特定乳児等通園支援の提供の記録に関する事項（第9条・第11条）
- (4) 支払及び乳児等支援給付費の額に係る通知等に関する事項（第12条・第13条）
- (5) 緊急時等の対応及び事故発生の防止・発生時の対応に関する事項（第17条・第30条）

- (6) 運営規程及び勤務体制の確保等に関する事項（第19条・第20条）
- (7) 子どもを平等に取り扱う原則及び虐待等の禁止に関する事項（第23条・第24条）

3 施行期日

令和8年4月1日

◆特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例について

乳児等通園支援事業は、令和8年度から新たな給付制度として全自治体で実施される予定であり、乳児等通園支援事業者は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)に基づく認可基準を満たすことを前提としながら、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)に基づく運営に関する基準を満たすことが求められます。

この運営に関する基準を満たしていることの確認は、市町村が、国が定める基準に従い、又は参酌して条例により定める基準によって行うこととされており、令和7年11月13日に国の基準が公布されたことから、本市の基準を条例で定めるものです。

確認を受けた事業者(=特定乳児等通園支援事業者)が提供する乳児等通園支援を利用した保護者に対して、市町村は乳児等支援給付費を支給することとなります。(保護者に代わり事業者に支払う法定代理受領も認められています。)

子ども・子育て支援法第54条の3において準用する法第46条第2項・第3項<抜粋>

「事業者は、市町村の条例で定める特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準に従い、特定乳児等通園支援を提供しなければならない。」

「市町村が前項の条例を定めるに当たっては、次に掲げる事項については内閣府令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については内閣府令で定める基準を参酌するものとする。」

◎特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準(国の示す基準)と丹波篠山市の考え方

⇒ 国の示す基準をもって市の基準とします。

(注)「基準」項目について、「従」は従うべき基準 「参」は参酌すべき基準を示す。

国の示す基準とその主な内容			基準
一般原則	第2条	・良質で適切かつ経済的負担に配慮した支援を行うことにより、すべての子どもの健やかな成長と平等な環境の確保を目指す。 ・子どもの意思と人格を尊重し、常に子どもの立場に立って支援を提供すること。 ・地域や家庭とのつながりを重視し、自治体・施設・関係機関等と密接に連携して運営すること。 ・子どもの人権擁護や虐待防止のための体制を整備し、職員に対する研修等を実施すること。	参
利用定員に関する基準	第3条	・1時間当たりの利用定員を定めること。 ・利用時間・開所日数・時間などを考慮し、1か月当たりの利用定員を定めること。	従
面談	第4条	・初回利用前に、子どもと保護者の心身の状況や養育環境を把握するための面談を行うこと。 ・面談前に、運営規程や職員の勤務体制、費用などの重要事項を記載した文書を保護者に交付すること。 ・面談時に重要事項を説明し、支援の提供について保護者の同意を得ること。	従
正当な理由のない提供拒否の禁止	第5条	・利用申込みがあった場合、正当な理由がない限り、受け入れを拒んではならない。	従
あっせん及び要請に対する協力	第6条	・市町村が行うあっせんや要請には、できる限り協力しなければならない。	従
乳児等支援支給認定証に記載された事項の確認	第7条	・初回利用時に、保護者から提示された支給認定証の内容を確認すること。	参
乳児等支援給付認定の申請に係る援助	第8条	・認定を受けていない保護者からの申込みがあった場合、認定申請が速やかに行えるよう援助すること。	参
心身の状況等の把握	第9条	・支援提供に当たり、子ども・保護者の状況や養育環境、他事業者での利用状況などを把握するよう努めること。	参
特定教育・保育施設等との連携	第10条	・継続的な教育・保育との円滑な接続のため、子どもに関する情報提供や施設との密接な連携に努めること。	参
特定乳児等通園支援の提供の記録	第11条	・支援提供時は、日時、時間、内容など必要事項を記録すること。	参
支払	第12条	・法定代理受領を受けない場合は、保護者から支援費用基準額の支払を受けること。 ・支援の質確保・向上に必要な費用について、基準額との差額の範囲で保護者から支払を受けることができる。 ・上記のほか、支援に伴う便宜費用(物品購入、行事参加、食事提供、通園便宜、その他通常必要な費用)を保護者から受けることができる。 ・支払を受けた場合は、保護者に領収証を交付すること。 ・支払を求める際は、使途、額及び理由を事前に書面で示し、説明して同意を得ること(便宜費用は文書同意不要)。	従

国の示す基準とその主な内容			基準
乳児等支援給付費の額に係る通知等	第13条	・法定代理受領で支給を受けた場合は、保護者に支給額を通知すること。 ・法定代理受領を行わない場合は、支援内容、利用時間、費用などを記載した提供証明書を保護者に交付すること。	参
特定乳児等通園支援の取扱方針	第14条	・保育所指針に準じつつ、支援の特性や子ども・保護者の状況に応じて、適切に支援を提供すること。	従
特定乳児等通園支援に関する評価等	第15条	・自ら提供する支援の質を評価し、常に改善すること。 ・定期的に外部評価を受け、その結果を公表し、改善を図ること。	参
相談及び援助	第16条	・常に子ども・保護者の状況を的確に把握に努め、相談に応じて必要な助言や援助を行うこと。	参
緊急時等の対応	第17条	・支援中に子どもの体調が急変した場合などは、速やかに保護者や医療機関に連絡するなど必要な措置をとること。	参
乳児等支援給付認定保護者に関する市町村への通知	第18条	・保護者が不正に支給費を受けたり、受けようとしたりした場合は、遅滞なく意見を付して市町村に通知すること。	参
運営規程	第19条	・支援事業の運営に関する重要事項(目的・方針、支援内容、職種・職員体制、提供日・時間、提供しない日、費用、利用定員、利用開始・終了、緊急対応、災害対策、虐待防止、その他重要事項)を規程として定めること。	参
勤務体制の確保等	第20条	・支援を適切に提供できるよう、事業所ごとに職員の勤務体制を定めること。 ・支援は、原則として事業所の職員が提供すること(支援に直接関係しない業務は例外)。 ・職員の資質向上のため、研修の機会を確保すること。	参
利用定員の遵守	第21条	・利用定員を超えて支援を提供してはならない。	参
掲示等	第22条	・事業所内に重要事項を掲示し、オンラインでも公衆が閲覧できるようにすること。	参
乳児等支援給付認定子どもを平等に取り扱う原則	第23条	・子どもの国籍、信条、社会的身分、支払状況による差別的取扱いをしてはならない。	従
虐待等の禁止	第24条	・子どもに対して児童福祉法で禁じられた行為や心身に有害な行為をしてはならない。	従
秘密保持等	第25条	・職員・管理者は、正当な理由なく業務上知り得た子どもや家族の秘密を漏らしてはならない。 ・元職員が秘密を漏らさないよう、必要な措置を講じること。 ・他機関に子どもに関する情報を提供する際は、事前に保護者の同意を文書で得ること。	従
情報の提供等	第26条	・保護者が適切に事業者を選択できるよう、支援内容に関する情報提供に努めること。 ・広告内容は、虚偽や誇大表現をしてはならない。	参
利益供与等の禁止	第27条	・他の事業者や職員に対し、子どもや家族の紹介の見返りとして金品等を渡してはならない。 ・他の事業者や職員から、子どもや家族の紹介の見返りとして金品等を受け取ってはならない。	参
苦情解決	第28条	・苦情に迅速・適切に対応するため、窓口など必要な措置を設置すること。 ・苦情を受けた場合、その内容や関連事項を記録すること。 ・市町村が実施する苦情対応事業に協力するよう努めること。 ・市町村の報告、検査及び調査に協力し、指導・助言に従い必要な改善を行うこと。 ・市町村から求めがあれば、改善内容を報告すること。	参
地域との連携等	第29条	・地域住民や地域活動と連携・協力し、地域との交流に努めなければならない。	参
事故発生の防止及び発生時の対応	第30条	・事故防止のため、指針整備、報告・分析体制の整備、委員会設置や研修を行うこと。 ・支援中に事故が発生した場合は、市町村や家族に速やかに連絡し、必要な措置を講じること。 ・事故の状況や対応措置を記録すること。 ・賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行うこと。	従
会計の区分	第31条	支援事業の会計は、他の事業の会計と区分すること。	参
記録等の整備	第32条	・職員、設備、会計に関する諸記録を整備すること。 ・支援提供に関する計画、提供記録、通知、苦情、事故対応の記録を整備し、完結日から5年間保存すること。	参

国の示す基準とその主な内容			基準
電磁的記録等	第33条	<ul style="list-style-type: none"> ・書面で行う記録・作成・保存などを、電磁的記録(電子データ)で代用できる。 ・書面交付・提出を電子的手段(電磁的方法)で行うことができ、交付・提出とみなされる(方法は、電子計算機での送信や閲覧・記録、電磁的記録媒体での提供など)。 ・電子提供された情報は、保護者がファイルから文書として出力できること。 ・提供の前に提供方法や内容を示し、保護者の承諾を得ること。 ・保護者が電子提供を希望しない場合は、提供できない。ただし、再度承諾すれば提供可能 ・書面での同意取得に関する規定が電子提供の場合にも準用される。 	参
施行期日	附則第1条	<p>この府令は、令和8年4月1日から施行する。</p> <p>※丹波篠山市・・・令和8年4月1日から施行</p>	
経過措置	附則第1条	<p>この府令は、公布の日(令和7年11月13日)から令和8年3月31日までの間においては、市町村の条例が制定施行されるまでの間は、国の基準を市町村の条例で定める基準とみなすことができる。</p> <p>※丹波篠山市・・・令和8年3月31日までは国の基準を条例で定める基準とみなし、確認事務を進める</p>	

令和七年内閣府令第九十五号

特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準

子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第五十四条の三において準用する同法第四十六条第三項の規定に基づき、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を次のように定める。

目次

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準

第一節 利用定員に関する基準（第三条）

第二節 運営に関する基準（第四条一第三十二条）

第三章 雑則（第三十三条）

附則

第一章 総則

（趣旨）

第一条 特定乳児等通園支援事業（特定乳児等通園支援（子ども・子育て支援法（以下「法」という。）第三十条の二十第一項に規定する特定乳児等通園支援をいう。以下同じ。）を行う事業をいう。以下同じ。）に係る法第五十四条の三において準用する法第四十六条第三項の内閣府令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。

- 一 法第五十四条の三において準用する法第四十六条第二項の規定により、同条第三項第一号に掲げる事項について市町村（特別区を含む。以下同じ。）が条例を定めるに当たって従うべき基準 第三条の規定による基準
- 二 法第五十四条の三において準用する法第四十六条第二項の規定により、同条第三項第二号に掲げる事項について市町村が条例を定めるに当たって従うべき基準 第四条から第六条まで、第十二条、第十四条、第二十三条から第二十五条まで及び第三十条の規定による基準
- 三 法第五十四条の三において準用する法第四十六条第二項の規定により、同条第三項各号に掲げる事項以外の事項について市町村が条例を定めるに当たって参酌すべき基準 この府令に定める基準のうち、前二号に定める規定による基準以外のもの

（一般原則）

第二条 特定乳児等通園支援事業者（法第五十四条の三に規定する特定乳児等通園支援事業者をいう。以下同じ。）は、良質かつ適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容及び水準の特定乳児等通園支援の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指さなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子ども（法第三十条の十四に規定する支給対象小学校就学前子どもをいう。以下同じ。）の意思及び人格を尊重して、常に当該支給対象小学校就学前子どもの立場に立って特定乳児等通園支援を提供するように努めなければならない。
- 3 特定乳児等通園支援事業者は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、特定教育・保育施設等（法第二十七条第一項に規定する特定教育・保育施設及び法第二十九条第一項に規定する特定地域型保育事業者を

いう。以下同じ。)、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

- 4 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、特定乳児等通園支援事業者が特定乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「特定乳児等通園支援事業所」という。）の職員に対し、研修の実施その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

第二章 特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準

第一節 利用定員に関する基準

第三条 特定乳児等通園支援事業者は、一時間当たりの利用定員（法第五十四条の二第一項の確認において定めるものに限る。次項において同じ。）を定めるものとする。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子ども（法第三十条の十六に規定する乳児等支援給付認定子どもをいう。以下同じ。）が当該特定乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援を利用する時間数、特定乳児等通園支援事業所が開所する日数及び時間その他の事情を考慮して一月当たりの利用定員を定めるものとする。

第二節 運営に関する基準

（面談）

第四条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供しようとするときに、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況及び当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境を把握するための当該保護者との面談（映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながらする通話を含む。）を行わなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の面談を行うに当たっては、あらかじめ、第十九条に規定する運営規程の概要、職員の勤務の体制、第十二条の規定により当該特定乳児等通園支援事業者が支払を受ける費用に関する事項その他の提供する特定乳児等通園支援に関する重要事項を記載した文書を交付しなければならない。
- 3 特定乳児等通園支援事業者は、第一項の面談において、前項の重要事項を説明し、当該申込みに係る特定乳児等通園支援の提供について保護者の同意を得なければならない。

（正当な理由のない提供拒否の禁止）

第五条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定保護者（法第三十条の十五第三項に規定する乳児等支援給付認定保護者をいう。以下同じ。）から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

（あっせん及び要請に対する協力）

第六条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援の利用について法第五十四条の三において準用する法第五十四条第一項の規定により市町村が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

（乳児等支援支給認定証に記載された事項の確認）

第七条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供するに際し、乳児等支援給付認定保護者から法第三十条の十五第三項に規定する乳児等支援支給認定証の提示を受けたときは、子ども・子育て支援法施行規則（平成二十六年内閣府令第四十四号）第二十八条の二十四各号に掲げる事項を確認するものとする。

（乳児等支援給付認定の申請に係る援助）

第八条 特定乳児等通園支援事業者は、法第三十条の十五第一項の認定（以下この条において「乳児等支援給付認定」という。）を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに乳児等支援給付認定の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

（心身の状況等の把握）

第九条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援の提供に当たっては、乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況、当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境、他の特定乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援の利用状況その他の教育・保育等（法第五十六条第一項に規定する教育・保育等をいう。）の利用の状況の把握に努めなければならない。

（特定教育・保育施設等との連携）

第十条 特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等において継続的に提供される法第二十七条第一項に規定する特定教育・保育及び法第二十九条第一項に規定する特定地域型保育との円滑な接続に資するよう、乳児等支援給付認定子どもに係る情報の提供その他特定教育・保育施設等との密接な連携に努めなければならない。

（特定乳児等通園支援の提供の記録）

第十一条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を提供した際は、提供した日時、時間、内容その他必要な事項を記録しなければならない。

（支払）

第十二条 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領（法第三十条の二十第五項（法第三十条の二十一第三項において準用する場合を含む。）の規定により市町村が支払う特定乳児等通園支援に要した費用の額の一部を、乳児等支援給付認定保護者に代わり特定乳児等通園支援事業者が受領することをいう。次条において同じ。）を受けないときは、乳児等支援給付認定保護者から、当該特定乳児等通園支援に係る特定乳児等通園支援費用基準額（法第三十条の二十第三項に規定する額をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。

2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援の提供に当たって、当該特定乳児等通園支援の質の確保及び向上を図る上で必要であると認められる対価について、当該特定乳児等通園支援に要する費用として見込まれるものの額と特定乳児等通園支援費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。

3 特定乳児等通園支援事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。

- 一 日用品、文房具その他の特定乳児等通園支援に必要な物品の購入に要する費用
 - 二 特定乳児等通園支援に係る行事への参加に要する費用
 - 三 食事の提供に要する費用
 - 四 特定乳児等通園支援事業所に通う際に提供される便宜に要する費用
 - 五 前各号に掲げるもののほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、特定乳児等通園支援の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、乳児等支援給付認定保護者に負担させることが適当と認められるもの
- 4 特定乳児等通園支援事業者は、前三項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用の額を支払った乳児等支援給付認定保護者に対し、当該費用に係る領収証を交付しなければならない。
 - 5 特定乳児等通園支援事業者は、第二項及び第三項の金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の用途及び額並びに乳児等支援給付認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、乳児等支援給付認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第三項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。

(乳児等支援給付費の額に係る通知等)

第十三条 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領により特定乳児等通園支援に係る乳児等支援給付費の支給を受けた場合は、乳児等支援給付認定保護者に対し、当該乳児等支援給付認定保護者に係る乳児等支援給付費の額を通知しなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領を行わない特定乳児等通園支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定乳児等通園支援の内容、利用時間、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定乳児等通園支援提供証明書を乳児等支援給付認定保護者に対して交付しなければならない。

(特定乳児等通園支援の取扱方針)

第十四条 特定乳児等通園支援事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）第三十五条の規定に基づき保育所における保育の内容について内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第六条の三第二十三項に規定する乳児等通園支援事業をいう。）の特性に留意して、支給対象小学校就学前子ども及びその保護者の心身の状況等に応じて、特定乳児等通園支援の提供を適切に行わなければならない。

(特定乳児等通園支援に関する評価等)

第十五条 特定乳児等通園支援事業者は、自らその提供する特定乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

(相談及び援助)

第十六条 特定乳児等通園支援事業者は、常に乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況並びに当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境の的確な把

握に努め、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者からの相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(緊急時等の対応)

第十七条 特定乳児等通園支援事業所の職員は、現に特定乳児等通園支援の提供を行っているときに乳児等支援給付認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該乳児等支援給付認定子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(乳児等支援給付認定保護者に関する市町村への通知)

第十八条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を受けている乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が偽りその他不正な行為によって乳児等支援給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

(運営規程)

第十九条 特定乳児等通園支援事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(第二十二条において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。

- 一 特定乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針
- 二 その提供する特定乳児等通園支援の内容
- 三 職員の職種、員数及び職務の内容
- 四 特定乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日
- 五 第十二条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の種類、支払を求める理由及びその額
- 六 第三条第一項の規定により定める一時間当たりの利用定員
- 七 特定乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項その他の利用に当たっての留意事項
- 八 緊急時等における対応方法
- 九 非常災害対策
- 十 虐待の防止のための措置に関する事項
- 十一 その他特定乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第二十条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対し、適切な特定乳児等通園支援を提供することができるよう、特定乳児等通園支援事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所ごとに、当該特定乳児等通園支援事業所の職員によって特定乳児等通園支援を提供しなければならない。ただし、特定乳児等通園支援の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。
- 3 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(利用定員の遵守)

第二十一条 特定乳児等通園支援事業者は、第三条第一項の規定により定める一時間当たりの利用定員を超えて特定乳児等通園支援の提供を行ってはならない。

(掲示等)

第二十二條 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、第十二条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の額その他の利用の申込みをした者の特定乳児等通園支援事業所の選択に資すると認められる重要事項を掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない。

（乳児等支援給付認定子どもを平等に取り扱う原則）

第二十三條 特定乳児等通園支援事業所においては、乳児等支援給付認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は第十二条の規定による支払の状況によって、差別的取扱いをしてはならない。

（虐待等の禁止）

第二十四條 特定乳児等通園支援事業所の職員は、乳児等支援給付認定子どもに対し、児童福祉法第三十三条の十第一項各号に掲げる行為その他当該乳児等支援給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

（秘密保持等）

第二十五條 特定乳児等通園支援事業所の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、乳児等支援給付認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者の同意を得ておかななければならない。

（情報の提供等）

第二十六條 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用しようとする乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定乳児等通園支援事業者を選択することができるように、その提供する特定乳児等通園支援の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、当該特定乳児等通園支援事業者について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。

（利益供与等の禁止）

第二十七條 特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業（法第五十九条第一号に規定する事業をいう。）その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者（次項において「利用者支援事業者等」という。）、教育・保育施設、地域型保育事業者（地域型保育を行う事業者をいう。次項において同じ。）若しくは乳児等通園支援事業者（乳児等通園支援を行う事業者をいう。次項において同じ。）又はその職員に対し、支給対象小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定乳児等通園支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業者等、教育・保育施設、地域型保育事業者若しくは乳児等通園支援事業者又はその職員から、支給対象小学校就学前子ども又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(苦情解決)

第二十八条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども又は乳児等支援給付認定保護者その他の当該乳児等支援給付認定子どもの家族（以下この条において「乳児等支援給付認定子ども等」という。）からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容その他の事項を記録しなければならない。
- 3 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。
- 4 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関し、法第三十条の十三において準用する法第十四条第一項の規定により市町村が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該市町村の職員からの質問若しくは特定乳児等通園支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 5 特定乳児等通園支援事業者は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告しなければならない。

(地域との連携等)

第二十九条 特定乳児等通園支援事業者は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第三十条 特定乳児等通園支援事業者は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。

- 一 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。
 - 二 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備すること。
 - 三 事故発生の防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行うこと。
- 2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村及び当該乳児等支援給付認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
 - 3 特定乳児等通園支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

4 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第三十一条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

(記録の整備等)

第三十二条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供に関する次に掲げる記録等を整備し、その完結の日から五年間保存しなければならない。

- 一 第十四条に定めるものに基づく特定乳児等通園支援の提供に当たっての計画
- 二 第十一条の規定による特定乳児等通園支援の提供の記録
- 三 第十八条の規定による市町村への通知に係る記録
- 四 第二十八条第二項に規定する苦情の内容等の記録
- 五 第三十条第三項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第三章 雑則

(電磁的記録等)

第三十三条 特定乳児等通園支援事業者は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この府令の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）により行うことができる。

2 特定乳児等通園支援事業者は、この府令の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第四項で定めるところにより、乳児等支援給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と、乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定乳児等通園支援事業者は、当該書面等を交付し、又は提出したものとみなす。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

- イ 特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて乳児等支援給付認定保護者の閲覧に供し、乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられた当該乳児等支援給付認定保護者のファイルに当該記載事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

二 電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

3 前項各号に掲げる方法は、乳児等支援給付認定保護者がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。

4 特定乳児等通園支援事業者は、第二項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する乳児等支援給付認定保護者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

一 第二項各号に規定する方法のうち特定乳児等通園支援事業者が使用するもの

二 ファイルへの記録の方式

5 前項の規定による承諾を得た特定乳児等通園支援事業者は、当該乳児等支援給付認定保護者から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該乳児等支援給付認定保護者に対し、第二項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該乳児等支援給付認定保護者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

6 第二項から第五項までの規定は、この府令の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第二項中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）」とあるのは「書面等による同意」と、「第四項」とあるのは「第六項において準用する第四項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付し、又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、「記載事項を」とあるのは「同意に関する事項を」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、「交付する」とあるのは「得る」と、第三項中「前項各号」とあるのは「第六項において準用する前項各号」と、第四項中「第二項」とあるのは「第六項において準用する第二項」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第一号中「第二項各号」とあるのは「第六項において準用する第二項各号」と、第五項中「前項」とあるのは「第六項において準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第二項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この府令の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この府令は、令和八年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この府令の公布の日から令和八年三月三十一日までの間においては、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十七号）第一条の規定（同法附則第一条第五号イに掲げる改正規定に限る。）による改正後の法第五十四条の三において準用する法第四十六条第二項の規定に基づく市町村の条例が制定施行されるまでの間は、この府令に規定する基準は、当該市町村が同項の規定に基づき条例で定める基準とみなすことができる。

丹波篠山市乳児等通園支援の利用可能時間に関する経過措置を定める条例について

1 制定の趣旨

令和8年度から新たな給付として実施する乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）について、令和7年11月13日に公布された子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴うこども家庭庁関係内閣府令の整備に関する内閣府令（令和7年内閣府令第94号。以下府令といいます。）にて一部改正された子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）において、乳児等通園支援の利用可能時間は、1月につき10時間と規定されましたが、府令附則にて令和8年度及び令和9年度については経過措置が設けられ、地域における整備の状況等の事情を勘案して、10時間とすることが適当でない認められる場合は、1月につき3時間以上10時間未満の範囲内で、条例で定める時間とすることとされました。

丹波篠山市では、保育士不足が常態化している現状で、実施に伴う現場への負担増大や更なる人手不足、加えて、保育園又はこども園に待機児童が発生することも危惧されることから、令和8年度及び令和9年度は、経過措置として、利用可能時間を条例で設定しようとするものです。

2 制定の概要

丹波篠山市における乳児等通園支援の利用可能時間は、令和8年4月1日から令和10年3月31日までの間は、1人当たり月3時間を上限とします。

3 施行期日

令和8年4月1日

丹波篠山市乳児等支援給付認定等に関する規則の制定について

乳児等通園支援事業は令和8年度から乳児等のための支援給付となるため、同規則では、その給付認定事務について申請手続き方法や様式等を定めます。

1 主な規定内容

- (1) 認定の申請（第2条）、認定証の交付（第3条）
- (2) 認定事項変更の届出、認定資格消滅の届出（第5条）
- (3) 認定の取消しの通知（第6条）
- (4) 認定証の再交付（第4条）
- (5) 各様式

2 乳児等支援給付認定に関する手続き及び事務想定フロー

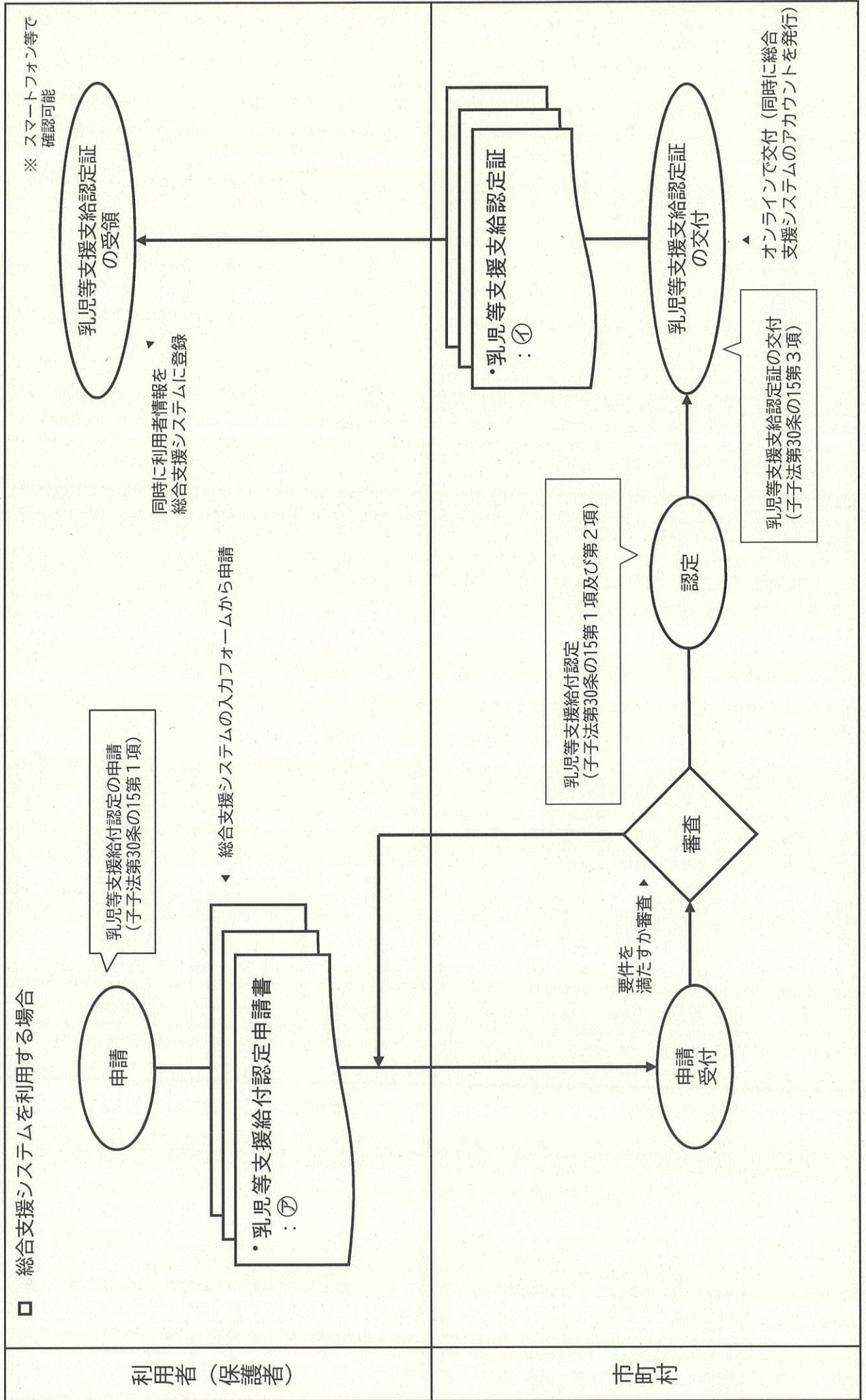
乳児等支援給付認定に関する手続き一覧

規則条文	手続き	様式	添付書類	参照法令
第2条	乳児等支援給付認定の申請	様式第1号…㊶	—	・子子法第30条の15第1項 ・子子則第28条の22第1項
第3条	支給認定証の交付	様式第2号…㊷	—	・子子法第30条の15第2項
第5条	変更の届出 消滅の届出	様式第3号…㊸ 様式第4号…㊹	・支給認定証 ・証する書類	・子子法第30条の17
第6条	認定の取消通知	様式第5号…㊺	—	・子子法第30条の18 ・子子則第28条の25
第7条	再交付の申請	様式第6号…㊻	支給認定証 (紛失を除く)	・子子則第28条の27

(子子法:子ども・子育て支援法、子子則:子ども・子育て支援法施行規則)

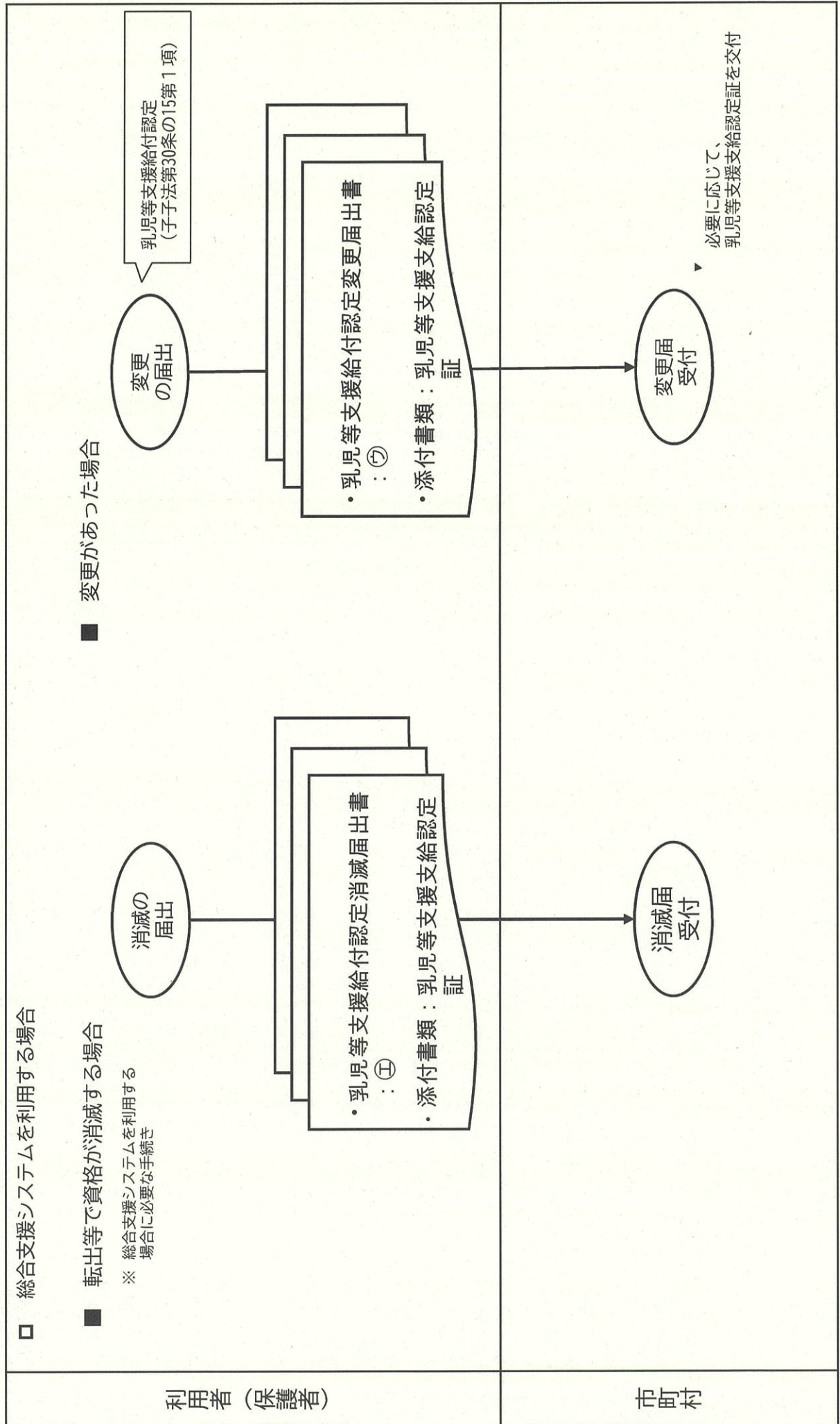
乳児等支援給付認定の事務において想定される事務フロー

・乳児等支援給付認定に関する手続き【第2条・第3条】



乳児等支援給付認定の事務において想定される事務フロー

乳児等支援給付認定の消滅、変更に関する手続き【第5条】



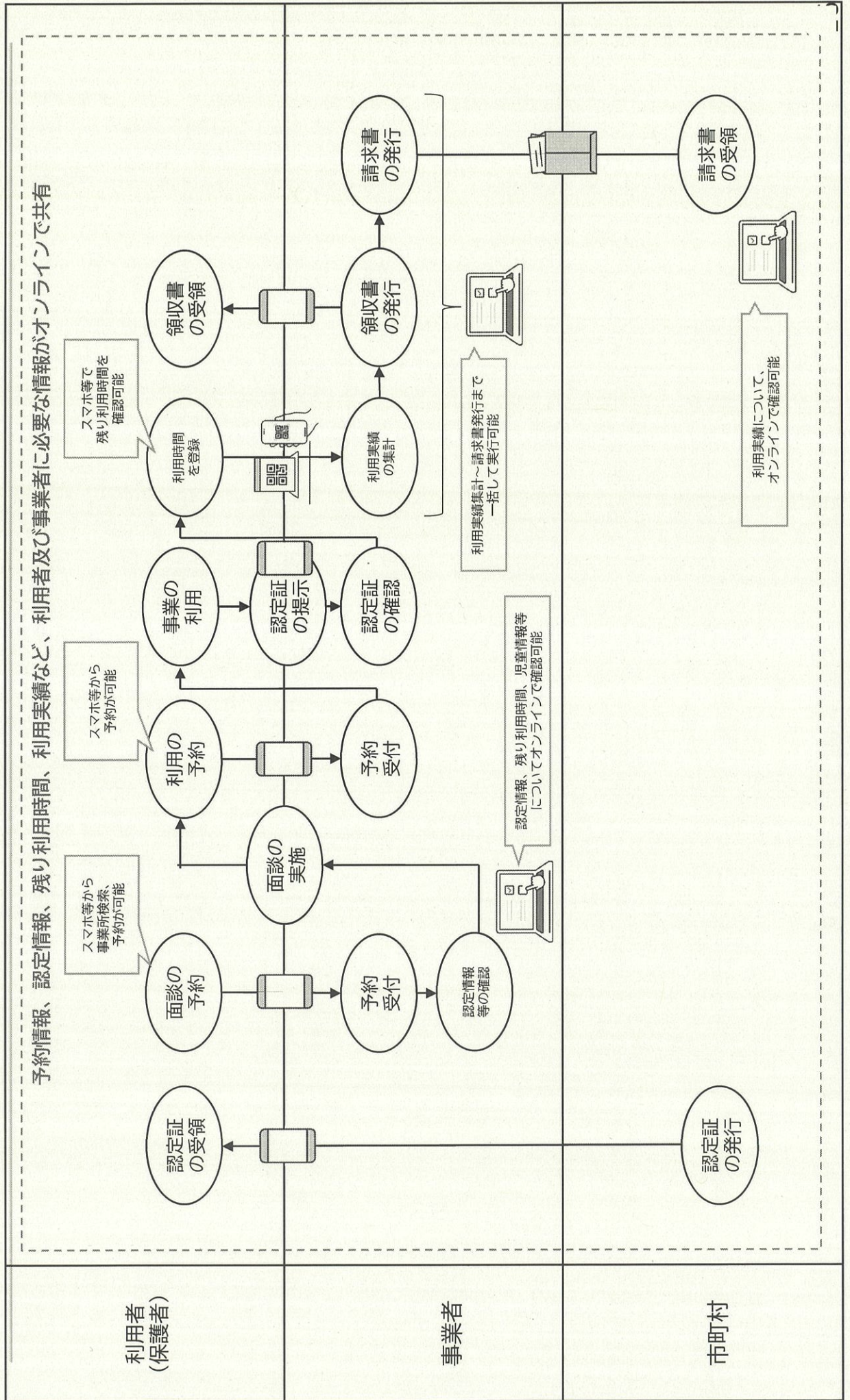
乳児等支援給付認定の事務において想定される事務フロー

乳児等支援給付認定の取消しに関する手続き【第6条】

利用者（保護者）	<p>乳児等支援給付認定を行った市町村は、次に掲げる場合に、当該乳児等支援給付認定の取消しを行うことができる。 （子子法第30条の18第1項、子子令第15条の8）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 乳児等支援給付認定子どもが支給対象小学校就学前子どもに該当しなくなったとき。 ・ 乳児等支援給付認定保護者が当該市町村以外の市町村の区域内に居住地を有するに至ったと認めるとき。 ・ 乳児等支援給付認定保護者が子子法第30条の17第1項の規定に違反したとき。 ・ 乳児等支援給付認定保護者が、正当な理由なしに子子法第30条の13において準用する子子法第13条の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は同条の規定による職員への質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。 ・ 乳児等支援給付認定保護者が子子法第30条の15第1項の規定による申請に関し虚偽の申請をしたとき。若しくは虚偽の答弁をしたとき。
市町村	<p style="text-align: center;">乳児等支援給付認定取消通知書：㊦</p> <pre> graph TD A[乳児等支援給付認定の取消し] --> B(乳児等支援給付認定の返還請求) B --> C[乳児等支援給付認定取消通知書：㊦] B --> D[乳児等支援給付認定の取消し (子子法第30条の18第2項)] </pre>

【参考】総合支援システムを導入している場合（乳児等支援給付認定～給付費支払い）

・住民票を置く市町村内の事業所を利用する場合



基本分単価

こども一人1時間当たり 0歳児：1,700円 1・2歳児：1,400円

※利用料標準：300円

加算分単価

こども誰でも通園制度により、こどもを受け入れた際の単価に加え、以下の加算を行う。

1 障害児加算（1時間当たり単価600円）【充実】

障害児を受け入れた場合に加算。

2 医療的ケア児加算（1時間当たり単価2,500円）【充実】

看護師等を配置したうえで、医療的ケア児を受け入れた場合に加算。

3 要支援家庭のこども加算（1時間当たり単価600円）【充実】

要支援家庭のこどもを受け入れた場合に加算。必要に応じ、関係機関との連携、情報共有等を行う。

4 初回対応加算（1回当たり単価 0歳児：1,700円、1・2歳児：1,400円）【新設】

事前面談（制度の意義や利用に当たっての基本事項の伝達、こどもの特徴の把握などを行う）及び事後面談（こどもの様子のフィードバック）を実施した場合に加算。面談記録を残すことを求める。

事前面談：30分以上実施（制度の意義や基本事項の伝達を集合形式で行う場合は、別途、個別に15分以上実施）

事後面談：10分以上実施

なお、前回の利用から、半年以上、期間が空いた場合も同様の対応を行うことで、加算の対象とする。

5 生活困窮家庭等負担軽減加算（1時間当たり単価 生活保護世帯：300円上限、市町村民税所得割合算額77,101円未満である場合、

要支援家庭である場合：200円上限）【新設】

市町村が認めた家庭のこどもが利用する場合に、事業所において利用料の減額を行った場合に加算。

6 賃借料加算（1時間当たり単価200円（賃貸借契約金額が上限））【新設】

賃貸物件において、実施する場合に加算（賃貸借契約上、毎月支払う額を上限）。

7 特別地域加算（1時間当たり単価300円）【新設】

離島や山村地域等の要件に合致する地域に所在する事業所において、こどもを受け入れた場合に加算。

8 保護者支援面談加算（1回当たり単価1,400円）【新設】

利用しているこどもの様子を伝えるとともに、保護者が抱える子育ての悩みや不安等育児に関する相談に対応する面談を30分以上実施した場合に加算。面談記録を残すことを求める。

令和8年4月1日 施行

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う子ども家庭庁関係内閣府令の整備に関する内閣府令（令和七年内閣府令第九十四号）

Law RevisionID:426M60000002044_20260401_507M60000002094

平成二十六年内閣府令第四十四号

子ども・子育て支援法施行規則

第一章の五 乳児等のための支援給付

第一節 乳児等支援給付認定等

（乳児等支援給付認定の申請等）

第二十八条の二十二 法第三十条の十五第一項の規定により同項に規定する認定（以下「乳児等支援給付認定」という。）を受けようとする支給対象小学校就学前子ども（法第三十条の十四に規定する支給対象小学校就学前子どもをいう。以下同じ。）の保護者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、市町村に提出しなければならない。

一 当該申請を行う保護者の氏名、居住地、生年月日及び連絡先（保護者が法人であるときは、法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びに当該申請に係る支給対象小学校就学前子どもの居住地）

二 当該申請に係る支給対象小学校就学前子どもの氏名、生年月日及び当該支給対象小学校就学前子どもの保護者との続柄

2 前項の申請書は、特定乳児等通園支援事業者（法第五十四条の三に規定する特定乳児等通園支援事業者をいう。以下同じ。）を経由して提出することができる。

3 特定乳児等通園支援事業者は、関係市町村との連携に努めるとともに、前項の規定により第一項の申請書の提出を受けたときは、速やかに、当該申請書を提出した保護者の居住地の市町村に当該申請書を送付しなければならない。

（特定乳児等通園支援事業者を経由して申請書を提出した場合の乳児等支援支給認定証の交付）

第二十八条の二十三 前条第二項の規定により特定乳児等通園支援事業者を経由して申請書が提出された場合における乳児等支援支給認定証（法第三十条の十五第三項に規定する乳児等支援支給認定証をいう。以下同じ。）の交付は、当該申請の際に経由した特定乳児等通園支援事業者を経由して行うことができる。

（法第三十条の十五第三項に規定する内閣府令で定める事項）

第二十八条の二十四 法第三十条の十五第三項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 乳児等支援給付認定保護者の氏名、居住地及び生年月日
- 二 乳児等支援給付認定子ども（法第三十条の十六に規定する乳児等支援給付認定子どもをいう。以下同じ。）の氏名及び生年月日
- 三 交付の年月日及び乳児等支援支給認定証番号
- 四 乳児等支援給付認定の有効期間
- 五 その他必要な事項

(乳児等支援給付認定の取消しを行う場合の手続)

第二十八条の二十五 市町村は、法第三十条の十八第一項の規定により乳児等支援給付認定の取消しを行ったときは、その旨を書面により乳児等支援給付認定保護者に通知するものとする。

2 前項の場合において、市町村は、次に掲げる事項を併せて通知し、乳児等支援支給認定証の返還を求めるものとする。ただし、乳児等支援給付認定保護者の乳児等支援支給認定証が既に市町村に提出されているときは、この限りでない。

- 一 乳児等支援支給認定証を返還する必要がある旨
- 二 乳児等支援支給認定証の返還先及び返還期限

(乳児等支援給付認定の変更の届出)

第二十八条の二十六 乳児等支援給付認定保護者は、乳児等支援給付認定の有効期間内において、第二十八条の二十二第一項各号に掲げる事項（第三号において「届出事項」という。）を変更する必要があるときは、速やかに、乳児等支援支給認定証を添えて、次に掲げる事項を記載した届書を市町村に提出しなければならない。

- 一 当該届出を行う乳児等支援給付認定保護者の氏名、居住地、生年月日及び連絡先（保護者が法人であるときは、法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びに当該届出に係る乳児等支援給付認定子どもの居住地）
- 二 当該届出に係る乳児等支援給付認定子どもの氏名、生年月日及び乳児等支援給付認定保護者との続柄
- 三 届出事項のうち変更が生じた事項とその変更内容
- 四 その他必要な事項

2 前項の届書には、同項第三号の事項を証する書類を添付しなければならない。ただし、市町村は、当該書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

(乳児等支援支給認定証の再交付)

第二十八条の二十七 市町村は、乳児等支援支給認定証を破り、汚し、又は失った乳児等支援給付認定保護者から、乳児等支援給付認定の有効期間内において、乳児等支援支給認定証の再交付の申請があったときは、乳児等支援支給認定証を交付するものとする。

2 前項の申請をしようとする乳児等支援給付認定保護者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、市町村に提出しなければならない。

一 当該申請を行う乳児等支援給付認定保護者の氏名、居住地、生年月日及び連絡先（保護者が法人であるときは、法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びに当該申請に係る乳児等支援給付認定子どもの居住地）

二 当該申請に係る乳児等支援給付認定子どもの氏名、生年月日及び乳児等支援給付認定保護者との続柄

三 申請の理由

3 乳児等支援支給認定証を破り、又は汚した場合の第一項の申請には、前項の申請書に、その乳児等支援支給認定証を添付しなければならない。

4 乳児等支援支給認定証の再交付を受けた後、失った乳児等支援支給認定証を発見したときは、速やかにこれを市町村に返還しなければならない。

（乳児等支援給付認定の申請を行うことができない小学校就学前子どもの保護者）

第二十八条の二十八 次の各号のいずれかに該当する満三歳未満の小学校就学前子どもの保護者は、当該各号に定める小学校就学前子どもについて、法第三十条の十五第一項の規定による申請を行うことができない。

一 その教育・保育給付認定子どもについて現に施設型給付費、特例施設型給付費、地域型保育給付費又は特例地域型保育給付費の支給を受けている場合 当該教育・保育給付認定子ども

二 その小学校就学前子どもが令第一条に規定する施設を現に利用している場合 当該小学校就学前子ども

（法第七条第十項第四号八の政令で定める施設の利用状況の報告）

第二十八条の二十九 前条第二号に該当する満三歳未満の小学校就学前子どもの保護者は、当該小学校就学前子どもが令第一条に規定する施設を利用するに至ったときは、次に掲げる事項を記載した書類を当該小学校就学前子どもの保護者の居住地の市町村（次項において単に「市町村」という。）に提出しなければならない。

一 当該小学校就学前子どもの保護者の氏名、居住地、生年月日及び連絡先

二 当該小学校就学前子どもの氏名、生年月日及び当該保護者との続柄

三 当該令第一条に規定する施設の名称及び所在地

2 前条第二号に該当する満三歳未満の小学校就学前子どもの保護者は、当該小学校就学前子どもが令第一条に規定する施設の利用をやめようとするときは、その旨及び前項に掲げる事項を記載した書類を市町村に提出しなければならない。

3 前二項の書類は、当該小学校就学前子どもが現に利用している令第一条に規定する施設を経由して提出することができる。

4 前条第二号に該当する満三歳未満の小学校就学前子どもの保護者は、第二十八条の十四第一項又は第二項の規定による書類の提出をしたときは、第一項又は第二項の規定による書類の提出をすることを要しない。

令和8年4月1日 施行

児童福祉法等の一部を改正する法律（令和七年法律第二十九号）

Law RevisionID:424AC0000000065_20260401_507AC0000000029

平成二十四年法律第六十五号

子ども・子育て支援法

第二章 子ども・子育て支援給付

第六節 乳児等のための支援給付

第一款 通則

（乳児等のための支援給付）

第三十条の十二 乳児等のための支援給付は、乳児等支援給付費及び特例乳児等支援給付費の支給とする。

（準用）

第三十条の十三 第十条の六、第十条の七及び第十二条から第十六条までの規定は、乳児等のための支援給付について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第二款 乳児等支援給付認定等

（支給要件）

第三十条の十四 乳児等のための支援給付は、支給対象小学校就学前子ども（満三歳未満の小学校就学前子ども（当該小学校就学前子どもに係る教育・保育給付認定保護者が現に施設型給付費、特例施設型給付費、地域型保育給付費若しくは特例地域型保育給付費の支給を受けている場合における当該小学校就学前子ども又は第七条第十項第四号八の政令で定める施設を利用している小学校就学前子どもを除く。）をいう。以下この節及び第五十四条の二第二項において同じ。）の保護者に対し、当該支給対象小学校就学前子どもの第三十条の二十第一項に規定する特定乳児等通園支援の利用について行う。

（市町村の認定等）

第三十条の十五 支給対象小学校就学前子どもの保護者は、乳児等のための支援給付を受けようとするときは、内閣府令で定めるところにより、市町村に対し、その支給対象小学校就学前子どもごとに、乳児等のための支援給付を受ける資格を有することについての認定を申請し、その認定を受けなければならない。

2 前項の認定（以下「乳児等支援給付認定」という。）は、支給対象小学校就学前子どもの保護者の居住地の市町村が行うものとする。ただし、当該支給対象小学校就学前子ども

の保護者が居住地を有しないとき、又はその居住地が明らかでないときは、当該支給対象小学校就学前子どもの保護者の所在地の市町村が行うものとする。

- 3 市町村は、乳児等支援給付認定を行ったときは、内閣府令で定めるところにより、当該乳児等支援給付認定に係る保護者（以下「乳児等支援給付認定保護者」という。）に氏名その他の内閣府令で定める事項を記載した認定証（以下「乳児等支援支給認定証」という。）を交付するものとする。

（乳児等支援給付認定の有効期間）

第三十条の十六 乳児等支援給付認定は、当該乳児等支援給付認定に係る支給対象小学校就学前子ども（以下「乳児等支援給付認定子ども」という。）が満三歳に達する日の前日まで効力を有する。

（乳児等支援給付認定の変更）

第三十条の十七 乳児等支援給付認定保護者は、第三十条の十五第三項の内閣府令で定める事項を変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を市町村に届け出なければならない。

- 2 前項の規定による届出は、内閣府令で定める届出書に乳児等支援支給認定証を添付して行うものとする。

（乳児等支援給付認定の取消し）

第三十条の十八 乳児等支援給付認定を行った市町村は、次に掲げる場合には、当該乳児等支援給付認定を取り消すことができる。

- 一 乳児等支援給付認定子どもが支給対象小学校就学前子どもに該当しなくなったとき。
- 二 乳児等支援給付認定保護者が当該市町村以外の市町村の区域内に居住地を有するに至ったと認めるとき。
- 三 乳児等支援給付認定保護者が前条第一項の規定に違反したとき。
- 四 その他政令で定めるとき。

- 2 前項の規定により乳児等支援給付認定の取消しを行った市町村は、内閣府令で定めるところにより、当該取消しに係る乳児等支援給付認定保護者に対し、乳児等支援支給認定証の返還を求めるものとする。

（内閣府令への委任）

第三十条の十九 この款に定めるもののほか、乳児等支援給付認定の申請その他の手続に関し必要な事項は、内閣府令で定める。

丹波篠山市保育所条例及び丹波篠山市立認定こども園条例の一部を
改正する条例

1 改正の趣旨

令和8年度から新たな給付事業として実施する乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)について、公立の保育園及び認定こども園において実施することになった場合に、その実施と利用に係る利用料について規定しておく必要があるため、丹波篠山市保育所条例(平成11年篠山市条例第105号)及び丹波篠山市立認定こども園条例(平成27年篠山市条例第25号)の一部を改正します。

2 改正の概要

公立の保育園及び認定こども園において、乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)を実施することになった場合のため、以下のことを追加します。

(1) 丹波篠山市保育所条例(第1条関係)

ア たかしろ保育園、城東保育園及びにしき保育園において乳児等通園支援事業が実施できるよう定めます。

イ 上記保育園で実施する乳児等通園支援事業の利用者に発生する利用料の額、納付義務及び納付期日について定めます。

(2) 丹波篠山市立認定こども園条例(第2条関係)

ア 味間認定こども園、たき認定こども園及びこんだ認定こども園において乳児等通園支援事業が実施できるよう定めます。

イ 上記認定こども園で実施する乳児等通園支援事業の利用者に発生する利用料の額、納付義務及び納付期日について定めます。

3 施行期日

令和8年4月1日

○丹波篠山市保育所条例

平成11年4月1日
条例第105号

(趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）に規定する保育所の設置及び管理について定めるものとする。

(保育)

第2条 保育所は、保育を必要とする乳児（法第4条第1項第1号に規定する乳児をいう。）又は幼児（法第4条第1項第2号に規定する幼児をいう。）を日々保護者の下から通わせて保育を行う。

(名称、位置及び定員)

第3条 前条の保育所の名称、位置及び定員は、別表のとおりとする。

(業務)

第4条 保育所は、第2条の規定により入所中の児童につき、次に掲げる業務を行う。

(1) 保育

(2) 前号に掲げるもののほか、保育のため必要と認める事項

(保育の実施基準)

第5条 保育の実施の基準は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第19条第1項第2号に規定する内閣府令で定める事由によるものとする。

(保育実施の解除)

第6条 教育委員会は、法第24条第1項に規定する保育の実施が必要でなくなったときは、入所者の保育の実施を解除することができる。

(保育料)

第7条 保育料は、子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）で定める額を限度として、別に規則で定める。

2 保護者は、前項に規定する保育料を納付しなければならない。

(納付期日)

第8条 保育料の納付期日は、毎月末日とする。ただし、月途中の入所者の保育料の納付期日は、その月の翌月末日とする。

(保育料の減免)

第9条 市長が特に必要と認めたときは、保育料を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、組織及び管理について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成15年3月14日条例第21号）

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成17年3月11日条例第14号）

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月8日条例第19号）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成20年12月24日条例第48号）

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月27日条例第13号）

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月26日条例第13号）

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月10日条例第2号）

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年10月3日条例第23号）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月30日条例第22号）

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（令和5年12月22日条例第28号）

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和5年12月22日条例第29号）抄

（施行期日）

1 この条例は、令和6年7月1日から施行する。

別表（第3条関係）

名称	位置	定員
たかしろ保育園	丹波篠山市糯ヶ坪甲108番地1	60人
城東保育園	丹波篠山市日置445番地1	60人
にしき保育園	丹波篠山市乗竹729番地1	75人

○丹波篠山市立認定こども園条例

平成27年3月30日

条例第25号

(目的)

第1条 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「法」という。）に基づく幼保連携型認定こども園として、丹波篠山市立認定こども園（以下「認定こども園」という。）を設置することにより、小学校就学前の子どもに対する教育及び保育並びに保護者に対する子育て支援の総合的な提供を推進することを目的とする。

(名称、位置及び定員)

第2条 認定こども園の名称、位置及び定員は、次の表のとおりとする。

名称	位置	定員
丹波篠山市立味間認定こども園	丹波篠山市西吹75番地1	460人
丹波篠山市立たき認定こども園	丹波篠山市草ノ上109番地1	115人
丹波篠山市立こんだ認定こども園	丹波篠山市今田町今田新田38番地	120人

(事業)

第3条 認定こども園は、次に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号）による教育及び保育
- (2) 法第2条第12項に規定する子育て支援事業のうち、市長が必要と認める事業
- (3) その他市長が必要と認める事業

(入園の資格)

第4条 認定こども園に入園することができる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第20条に規定する支給認定を受けた者
- (2) その他市長が必要と認める者

(保育料)

第5条 保育料は、子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）で定める額を限度として、別に規則で定める。

2 保護者は、前項に規定する保育料を納付しなければならない。

(納付期日)

第6条 保育料の納付期日は、毎月末日とする。ただし、月途中の入園者の保育料の納付期日は、その月の翌月末日とする。

(保育料の減免)

第7条 市長が特に必要と認めるときは、保育料を減額し、又は免除することができ

る。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(篠山市立認定こども園の運営に関する条例の廃止)

2 篠山市立認定こども園の運営に関する条例(平成22年篠山市条例第12号)は、廃止する。

(篠山市営バス運行事業に関する条例の一部改正)

3 篠山市営バス運行事業に関する条例(平成11年篠山市条例第23号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

(篠山市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

4 篠山市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成11年篠山市条例第46号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

(篠山市立学校給食センター設置条例の一部改正)

5 篠山市立学校給食センター設置条例(平成11年篠山市条例第82号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則(平成28年6月29日条例第24号)

この条例は、平成28年7月4日から施行する。

附 則(平成30年9月28日条例第33号)

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 篠山市立たき認定こども園の入所の承諾、入所の手続その他の行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

附 則(令和5年12月22日条例第29号)

(施行期日)

1 この条例は、令和6年7月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 丹波篠山市立こんだ認定こども園の入所の承諾、入所の手続その他の行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

篠山チルドレンズミュージアムの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を市長に提案することについて

1 改正の趣旨

篠山チルドレンズミュージアムは、平成13年7月に開業した施設で、閉校となった多紀中学校の跡地活用の検討を経て誕生しました。「ちるみゅー」の愛称で親しまれ、昔ながらの文化や習慣、新しいことへのチャレンジを取り入れた展示やワークショップを通じて、多くの方にご利用いただいています。

施設の運営は、指定管理者制度に基づき、現在は一般財団法人ポジティブアースネイチャーズスクールに委託しています。指定管理者は、指定管理料、物品の売上、利用料などを収受し、それらを運営経費に充てて施設の管理・運営を行っています。

利用料金は、令和2年度に改定して以降、物価や人件費の高騰が進むなか、指定管理者の経営努力により料金の改定を行わず、事業を継続してきました。

しかしながら、今後は経営努力だけでは安定した運営の維持が困難になることが予想されます。

このことから、今後も適切な運営を維持するために、市外利用者に係る入館料及び業として写真撮影をする場合に係る特別入館料の基準金額を引き上げるとともに、「多目的ルーム」の施設利用料を新たに設定し、貸出しが可能となるよう条例の一部を改正します。

2 改正の概要

(1)入館料の基準金額の改正

市外利用者に係る入館料の基準金額を「700円」から「1,000円」に改めます。

(2)特別入館料の基準金額の改正

業として写真撮影をする場合に係る特別入館料の基準金額を「1,000円」から「1,400円」に改めます。

(3)施設利用料の設定

施設利用料の区分として、新たに「多目的ルーム」を設定します。
また、基準金額の項目として、新たに「1か月」を設定します。

区分	基準金額			
	午前 (9:30~12:00)	午後 (13:00~16:30)	終日 (9:30~16:30)	1か月
体験シアター	4,000円	5,600円	9,600円	
地域交流室1	2,000円	2,800円	4,800円	
地域交流室2	2,000円	2,800円	4,800円	
ミュージアム レストラン	2,000円	2,800円	4,800円	
多目的ルーム	1,300円	1,800円	3,100円	110,000円

3 施行期日

施設の利用料金に係る改正は、周知期間を3ヶ月とり、令和8年7月1日から施行します。

○篠山チルドレンズミュージアムの設置及び管理に関する条例

平成12年12月28日

条例第68号

(設置)

第1条 日本や世界のこども文化の体験を通して、生きる力を育む創造性豊かな青少年の育成に寄与するとともに、参加と交流による地域創造の拠点づくりに資するため、篠山チルドレンズミュージアム（以下「ミュージアム」という。）を設置する。

(位置)

第2条 ミュージアムの位置は、丹波篠山市小田中572番地とする。

(業務)

第3条 ミュージアムは、その目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- (1) 心とからだ、自然と科学、食と農、仕事と職業をテーマとするこども文化に関する機器、装置、図書、文献、図表、写真、フィルム等資料の収集、保管、展示及び閲覧に関すること。
- (2) こども文化に関する調査研究、企画、展示開発及び教育普及に関すること。
- (3) 講演会、講習会、研究会、各種教室、ワークショップ活動等に関すること。
- (4) 他の博物館、科学館、学校、関係機関等との連携及び協力に関すること。
- (5) その他ミュージアムの設置目的達成のために必要な業務

(指定管理者による管理)

第4条 ミュージアムの管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせる。

(使用の許可)

第5条 ミュージアムを利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 指定管理者は、前項の許可をする場合において、ミュージアムの管理運営上必要な条件を付することかできる。

(使用の制限)

第6条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、ミュージアムの利用を許可しないことができる。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 施設又は附属設備等をき損し、又は滅失するおそれがあるとき。

(3) その他ミュージアムの管理運営上支障があるとき。

(利用者の遵守事項)

第7条 第5条の規定による使用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 許可されていない施設等を利用しないこと。
- (2) 許可なく施設等に特別の設備等を設置しないこと。
- (3) 許可なくミュージアム又はその敷地内において寄附金の募集、物品の販売又は飲食物の提供を行わないこと。
- (4) 許可なくミュージアム又はその敷地内において広告物等の掲示若しくは配布又は看板立札等の設置を行わないこと。
- (5) 所定の場所以外において喫煙、飲食又は火気を使用しないこと。
- (6) 騒音を発し、暴力を用いるなど他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、ミュージアムの管理上必要な指示に反する行為をしないこと。

(使用許可の取消し等)

第8条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合、又はミュージアムの管理上特に必要があるときは、当該許可に係る利用の条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則等の規定に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正な行為により使用の許可を受けたとき。
- (3) 施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を納期限までに納付しないとき。
- (4) 使用の許可の条件又は係員の指示に従わないとき。

2 前項の措置によって利用者に損害が生じることがあっても、市は、その責めを負わない。

(利用料金)

第9条 利用者は、ミュージアムの利用料金を納付しなければならない。

- 2 利用料金は、別表に掲げる額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定めるものとする。
- 3 市長は、指定管理者に利用料金を指定管理者の収入として収受させるものとする。
- 4 指定管理者は、市長が定める基準に従い、利用料金を減額し、又は免除することができる。
- 5 市長は、必要があると認めるときは、指定管理者に利用料金の一部を市に納付させることができる。

(利用料金の不還付)